

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

栃木県栃木市

2 構造改革特別区域の名称

栃木市ワイン・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

栃木県栃木市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置及び地勢

本市は、栃木県の南部に位置し、南北約 33.1km、東西約 22.3km、面積 331.5 km²を有し、茨城県、群馬県、埼玉県の 3 つの県と接する稀有な地域である。

地勢としては、西に三疊山と岩船山があり、中央には太平山を中心とする太平山県立自然公園が広がり、南にはラムサール条約湿地であり、遊水地としては、国内最大面積を誇る渡良瀬遊水地など、豊かな自然景観を有している。

さらには、渡良瀬川、思川、巴波川、永野川などの多くの豊かな河川が流れており、北東部から南東部にかけては、関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもある。

(2) 気候

本市の気候は、太平洋側の気候に属しているが、内陸型気候に近く、一日の最高気温と最低気温の較差が比較的大きくなっている。年間の平均気温は約 14℃、降水量は約 1,300mm で、比較的温暖な気候に恵まれている。

特に、冬は、乾燥した好天候に恵まれ、最寄りの宇都宮地方気象台における年間日照時間は約 2,000 時間と日照時間が長いのが特徴で、また、昼夜の寒暖差が大きいことから、ぶどう、梨等の果樹栽培の経営には適した地域である。

(3) 人口

本市の人口は、平成 2 (1990) 年の 174,717 人をピークに減少に転じ、令和 2 (2020) 年には 155,549 人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所 (社人研) が平成 30 (2018) 年に公表した推計によると、本市の人口は今後減少傾向が続き、令和 32 (2050) 年には 107,559 人まで減少すると予測されている。年齢 3 区分別人口をみると、生産年齢人口 (15~64 歳) は平成 2 年 (1990) 年をピークに減少に転じている。

一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、人口に占める割合が、平成7（1995）年には16%となり高齢社会に、平成17（2005）年には22%となり超高齢社会に突入した。

（4）産業（農業）

本市には、多彩な産業があり、特に農業と食品工業が盛んである。また、市では産業基盤成長戦略を策定し、企業誘致や産業の多様化にも力を入れている。

農業においては、比較的平たんな地形と温暖な気候を生かし、米・麦などの二毛作を中心とした土地利用型農業に加え、いちご・トマト・にら等の施設園芸作物や、ぶどう、梨等の果樹栽培が盛んである。令和5年（2023年）市町村別農業産出額によると、ビール麦は全国で第1位となっている。いちごは、全国第7位（県内第2位）であり、「いちご王国・栃木」の骨格を形成している。

果樹栽培では、大平地域や岩舟地域の水はけのよい緩斜面と温暖な気候といった条件を活用して、巨峰、シャインマスカットなどのぶどう生産が盛んで、特に、観光ぶどう園が連なる北関東最大級の大平ぶどう団地では直売やぶどう狩りを楽しむことができ、岩舟地域静和では、複数の農園で梨が栽培・販売されており、新鮮で美味しい梨を求めて多くの人々が訪れている。

また、中山間地域の西方町真名子では、かつて「梅の樹谷」と呼ばれた梅の名所の景観を復活させ集落全体で梅の栽培に取り組んでおり、「真上の梅」というブランドで出荷されている。収穫時期にはカリカリ梅作り体験やジャムやジュースに加工し販路拡大、地域活性化を図っている。

（5）規制の特例措置を講じる必要性

本市の令和2年の総農家数は4,403戸で、平成27年から1,058戸（19.4%）減少した。販売農家数は2,920戸で、同年から879戸（23.1%）と大きく減少している。また、農業者の高齢化、気候変動への対応、野生鳥獣被害など、本市の農業を取り巻く環境は年々厳しい状況にあり、今後の担い手不足による遊休農地の増加が懸念されている。

一方、本市には、道の駅や農産物直売所などの施設が各地域に存在していることから地産地消を展開しているが、さらに、地域の特産品である、いちご・ぶどう・梨等の豊富な農産物の有効活用を進めるため、特例措置を活用し、設備投資の負担が小さい小規模で希少価値の高いワイン醸造による新たな商品開発や6次産業化を推進し、本市のブランド力を高めていく必要があると考える。

5 構造改革特別区域計画の意義

果樹栽培が盛んな地域においても、生産者の高齢化や後継者不足により、今後、非耕作農地が増えていくことが懸念され、農村の機能低下や景観に影響を与えかねない。

大平地域では、地元ぶどう農家出身者が、遊休農地が増えつつある地元ぶどう園を

危惧し、フランスでの修行を経て委託製造によるワイン造りを始めている。将来的にはワイナリーを設立し、地域で生産から醸造、販売まで行い、地域の活性化を目指し実行していることから、特例措置の活用により栃木市産ぶどうを原料とした挑戦的なワインづくりが始まることで、さらにぶどう以外の地域の特産物を原料とした果実酒、リキュール醸造に広がり、所得の向上や経営の安定化、地域活性化に繋がり、新規就農者の定着、遊休農地解消への効果が期待できる。

また、道の駅や農産物直売所、アンテナショップ店等での販売、飲食店や宿泊施設での提供のほか、プロスポーツチームとの連携による観光誘導を図ることで、農業振興のみならず、観光消費額の増加が見込まれ、地域全体の活性化が期待できることから、本特例措置を活用する意義は大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画に基づき、令和8年度中に大平地域でワインの製造が1件開始される見込みである。本特例措置の活用により生産されたワインは、小ロット生産ゆえの希少性の高い6次産業化製品として、オンラインショップや道の駅、直売所等で販売、市内外の飲食店で提供するほか、ふるさと納税返礼品や各種イベントで紹介することで、新たなブランド化に向けた販路を確保し、生産規模の拡大を図る。

本特例措置の活用による取組みを広くPRし、多様な小規模ワイナリーの設置を促すことで、複数の生産者が特色のあるワインを製造し、果樹等の生産拡大による農家所得向上や経営安定化、耕作放棄地の解消など、地域経済全体が活性化することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業振興

特産物の需要拡大により農業者の所得向上に繋がり、果樹生産に取り組む新規就農者の増加、定着により農業上の大きな課題である担い手の確保に寄与する。

(2) 観光振興

新しい特産品及び特例措置を活用したワイナリー自体の魅力を本市内外へ発信することで、新たな観光資源の創出が見込める。また、新たな観光資源が加わり、太平山や三轟山、渡良瀬遊水地等の多くの観光資源と連携・連結し、テーマ性のあるモデルルートを構築することで、フルーツ狩り以外の季節においても国内外の観光客の誘致を図ることができ、市及び地域の知名度向上につながり消費拡大・販路拡大が期待される。

【特産酒類の製造に関する目標】

		令和8年度	令和9年度	令和10年度
果実酒	製造事業者数	1件	1件	2件
	製造量	2k l	4k l	8k l
リキュール	製造事業者数	1件	1件	1件
	製造量	1k l	1k l	1k l

8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物 (ぶどう、いちご、梨及び梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料とした果実酒又はリキュール (以下「特産酒類」という。) を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載される者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

栃木県栃木市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載される者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした特産酒類の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした特産酒類を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6 キロリットル) が、果実酒については 2 キロリットル、リキュールについては 1 キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことによって、特産酒類の製造・販売への新規参入を呼び込むとともに、地域農産物の 6 次産業化による農業所得の向上や経営の安定化、新たな特産品の創出が図られ、農業振興に寄与する。さらに特産物の生産者と連携することにより地域の魅力の向上となり、都市と農村の交流や農村地域の活性化にもつながるものである。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

このことから本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに

に、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。